

昇降機等に関する技術的基準の見直し等について

1. 背景

平成17年7月の千葉県北西部地震において発生したエレベーターの閉じ込め事故、18年6月の港区シティハイツ竹芝のシンドラ社製エレベーターの戸開走行事故等を受け、審議が進められてきた社会資本整備審議会建築物等事故・災害対策部会本部会において、昨年2月26日、最終とりまとめが行われた。

これを踏まえ、関係者等との技術的な検討を重ねた結果、今般、建築基準法施行令の一部を改正し、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行うこととしたものである。

2. 概要

(1) 戸開走行保護装置の設置義務付け（第129条の10第3項第1号関係）

エレベーターの駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降したときなどに自動的にかごを制止する安全装置の設置を義務付ける。

(2) 地震時管制運転装置の設置義務付け（第129条の10第3項第2号関係）

エレベーターについて、地震その他の衝撃の加速度を検知して、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開くことなどができることとする安全装置の設置を義務付ける。

(3) その他

上記のほか、エレベーターの安全対策の強化を図るため、エレベーターのかご、主要な支持部分、昇降路並びに駆動装置及び制御器の構造のうち、一定の部分にあっては、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとするなど、エレベーターの安全に係る技術基準の明確化等を行う。

3. 施行期日等

(1) 経過措置（附則関係）

改正後の建築基準法施行令第129条の8第2項及び第129条の10第4項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、改正後の建築基準法施行令の例によりすることができることとする。

(2) 施行期日（附則関係）

平成21年9月28日（月）

以上

昇降機等に関する技術的基準の見直しに伴う改正法令等一覧

1. 政令

- 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）（抄）
＜建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成20年9月19日政令第290号）＞

2. 省令

- 建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）（抄）
- 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年4月26日建設省令第13号）（抄）
＜建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年11月28日国土交通省令第95号）＞

3. 告示

1) 地震時管制運転装置

- 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人やこれら戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件（平成20年12月26日国土交通省告示第1536号）

2) 技術基準の明確化

① 地震対策

- 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1494号）
- 建築基準法施行令第百二十九号の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1495号）
- 滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月22日国土交通省告示第1498号）
- エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒又は移動するおそれがない方法を定める件（平成21年7月6日国土交通省告示第703号）

② その他

- 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又

は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（平成20年12月9日国土交通省告示第1446号）

- 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件（平成20年12月9日国土交通省告示第1447号）
- かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成20年12月10日国土交通省告示第1455号）
- 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成20年12月10日国土交通省告示第1454号）
- 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成19年6月20日国土交通省告示第885号）（抄）
＜平成19年国土交通省告示第八百八十五号の一部を改正する件（平成20年12月15日国土交通省告示第1461号）＞
- エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成12年5月31日建設省告示第1429号）＜平成十二年建設省告示第千四百二十九号の一部を改正する件（平成20年12月15日国土交通省告示第1469号）
- 特殊な構造又は使用形態の昇降機を定める件（平成12年5月31日建設省告示1413号）
＜平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を改正する件（平成21年8月4日国土交通省告示859号）

③ エスカレーター関係告示

- 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（平成21年5月14日国土交通省告示第541号）

④ 遊戯施設

- 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（平成21年6月8日国土交通省告示第621号）
- 滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件（平成21年6月8日国土交通省告示第622号）

※ 下線を引いた項目は、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会（第13回）（平成21年2月6日（金））以降に制定された基準である。

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）（抄）

（構造）

第二百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

一～四 （略）

五 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

六～十 （略）

十一 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

十二 （略）

2 （略）

（適用の範囲）

第二百二十九条の三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第二百二十九条の六、第二百二十九条の七、第二百二十九条の八第二項第二号、第二百二十九条の九、第二百二十九条の十第三項及び第四項並びに第二百二十九条の十三の三の規定

二・三 （略）

（エレベーターの構造上主要な部分）

第二百二十九条の四 エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 （略）

二 かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーターにあつては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。

三 （略）

2 （略）

一・二 （略）

三 前号の規定によつて計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を国土交通大臣が定めた限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前二項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 （略）

二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、二以上の部分

で構成され、かつ、それぞれが独立してかごを支え、又は吊ることができものであること。

三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によつて外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

四 滑車を使用してかごを吊るエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて索が滑車から外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

五 (略)

(エレベーターのかごの構造)

第二百二十九条の六 エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。

一 各部は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

二 (略)

三 かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。

四 (略)

五 用途及び積載量(キログラムで表した重量とする。以下同じ。)並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員(積載荷重を前条第二項の表に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒と、一人当たりの体重を六十五キログラムとして計算した定員をいう。第二百二十九条の十三の三第三項第九号において同じ。)を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

(エレベーターの昇降路の構造)

第二百二十九条の七 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

一 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口(非常口を含む。以下この節において同じ。)の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。

四 (略)

五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

イ レールブラケット又は横架材であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、かごの昇降、かごの出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。

(2) (1)に掲げるもののほか、国土交通大臣の定める措置が講じられていること。

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、係合装置その他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものであつて、地震時においても主索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

(エレベーターの駆動装置及び制御器)

第二百二十九条の八 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によつて転倒し又は移動するおそれがないものとして国土交通大臣が定める方法により設置しなければならない。

2 エレベーターの制御器の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一 荷重の変動によりかごの停止位置が著しく移動しないこととするものであること。

二 かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。

三 エレベーターの保守点検を安全に行うために必要な制御ができるものであること。

(エレベーターの安全装置)

第二百二十九条の十 (略)

2 (略)

3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

一 次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置

イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合

ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合

二 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置

三 (略)

四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあつては、次に掲げる安全装置

イ 積載荷重に一・一を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置

ロ (略)

4 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、それぞれ、その機能を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(適用の除外)

第二百二十九条の十一 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第二百二十九条の七第四号並びに第二百二十九条の八第二項第二号、前条第三項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第二百二十九条の十二 (略)

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第二百二十九条の四(第三項第五号を除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二百二十九条の四第一項第二号	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター
(略)	(略)	(略)

3～5 (略)

(小荷物専用昇降機の構造)

第二百二十九条の十三 小荷物専用昇降機は、次に定める構造としなければならない。

一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。

四 (略)

(非常用の昇降機の設置及び構造)

第二百二十九条の十三の三 (略)

2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター(以下「非常用エレベーター」という。)の数は、高さ三十一メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とし、二以上の非常用エレベーターを設置する場合には、避難上及び消火上有効な間隔を保つて配置し

なければならない。

高さ三十一メートルを <u>超える</u> 部分の床面積が最大の階の床面積	非常用エレベーターの数
(一) (略)	(略)
(二) 千五百平方メートルを <u>超える</u> 場合	三千平方メートル以内を増すごとに(-)の数に一を加えた数

3 (略)

4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター二基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。

5・6 (略)

7 非常用エレベーターには、かごを呼び戻す装置（各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターのかご内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、かごを避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。）を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

8 (略)

9 非常用エレベーターには、第二百二十九条の八第二項第二号及び第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる装置の機能を停止させ、かごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置を設けなければならない。

10～12 (略)

(位置の制限を受ける処理施設)

第三十条の二の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ (略)

ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

(基礎工用機械等の転倒による危害の防止)

第三十六条の四 建築工事等において次に掲げる基礎工用機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。）又は移動式クレーン（吊り上げ荷重が〇・五トン以上のものに限る。）を使用する場合には、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

一～八 (略)

附 則（平成20年9月19日政令第290号）

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この政令による改正後の建築基準法施行令（以下この項において「新令」という。）第二百二十九条の八第二項及び第二百二十九条の十第四項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、新令の規定の例によりすることができる。

※下線部は今回改正部分

建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）（抄）

（確認申請書の様式）

第一条の三（略）

2・3（略）

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ・ロ（略）

ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の（1）及び（2）に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該（1）及び（2）に定める図書及び書類

（1） 次の表一の各項の（い）欄に掲げる建築設備 当該各項の（ろ）欄に掲げる図書

（2） 次の表二の各項の（い）欄に掲げる建築設備 当該各項の（ろ）欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二～五（略）

	(い)	(ろ)			
		図書の書類	明示すべき事項		
(一)～(九)	(略)				
(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	(略)			
		令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第二百二十九条の四から第二百二十九条の十一までの規定が適用されるエレベーター	エレベーターの仕様書	(略)	エレベーターのかごの定格速度
					保守点検の内容
				エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造		
			(略)		
			令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに第二百二十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター	エスカレーターの仕様書	(略)
					保守点検の内容
		エスカレーターの構造詳細図			(略)
				エスカレーターの踏段の構造	
				エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	
		(略)			
		(略)			
		(十一)～(十八)	(略)		

	(い)	(ろ)
(一) ～(十七)	(略)	
(十八)	令第百二十九条の十第四項の認定を受けたものと する構造の安全装置を有するエレベーター	令第百二十九条の十第四項に係る認定書の写し
(十九) ～(二十一)	(略)	

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄及び（は）欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の（に）欄に掲げる図書については同表の（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)～(七)	(略)				
(八)	(略)	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(十五)項、(十六)項、(十七)項及び(十八)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
(九)	(略)	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(十九)項及び(二十)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
(十)	(略)	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)

二 (略)

6～9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(ろ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(い)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)～(四)	(略)				
(五)	(略)	第一条の三第四項の表一の(九)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書、同項の表二の(十五)項、	(略)	(略)	(略)

		(十六) 項、(十七) 項及び(十八) 項の(ろ)欄に掲げる図書並びに前項第一号ロ(4)に掲げる書類			
(六)	(略)	第一条の三第四項の表一の(九)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書、同項の表二の(十九)項及び(二十)項のろ欄に掲げる図書並びに前項第一号ロ(4)に掲げる書類	(略)	(略)	(略)
(七)	(略)	第一条の三第四項の表二の(二十一)項のろ欄に掲げる図書及び前項第一号ロ(4)に掲げる書類	(略)	(略)	(略)

3～6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十号様式(令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式(昇降機用))による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる工作物 当該各項の(ろ)欄に掲げる書類

(2) 次の表三の各項の(い)欄に掲げる工作物 当該各項の(ろ)欄に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二・三 (略)

一 (略)

二

	(い)	(ろ)	
		図書の書類	明示すべき事項
(一)～(四)	(略)		
(五)	令第四百四十三条第二項の規定が適用される乗用エレベーター及びエスカレーター(この項において「乗用エレベーター等」という。)	(略)	
	令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに令第二百二十九条の四から令第二百二十九条の十までの規定が適用されるエレベーター	(略)	
		エレベーターの仕様書	(略)
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの定格速度	
		保守点検の内容	
		エレベーターのかごの構造	エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造
		(略)	
	令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに令第二百二十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター	(略)	
		エスカレーターの踏段の定格速度	
		保守点検の内容	

		エスカレーターの構造詳細図	(略)
			エスカレーターの階段の構造
			エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造
			(略)
(六)	(略)		

三

		(い)	(ろ)
(一)	乗用エレベーターで観光のためのもの	(略)	
		制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたものとするもの	令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し
		安全装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第四項の認定を受けたものとするもの	令第四百四十三条第二項において準用する令第二百二十九条の十第四項の認定に係る認定書の写し
(二) ～(十二)	(略)		

2～8 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

	(い)	(ろ)
	(略)	
	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十万円
	令第二百二十九条の十第四項の認定に係る評価	令第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合
		令第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合
	(略)	

附 則(平成20年11月28日国土交通省令第95号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

※下線部は今回改正部分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年4月26日建設省令第13号）（抄）

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一～十九 （略）

二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一～二十四 （略）

附 則（平成20年11月28日国土交通省令第95号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

※下線部は今回改正部分

地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件（平成20年12月26日国土交通省告示第1536号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十第三項第二号及び同条第四項の規定に基づき、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに同加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を次のように定める。

- 第一 建築基準法施行令第二百二十九条の十第三項第二号に規定する地震その他の衝撃により生じた加速度（以下単に「加速度」という。）は、建築物の基礎に鉛直方向又は水平方向に生ずる〇・メートル毎秒毎秒以上三・〇メートル毎秒毎秒以下の加速度に相当するものとする。
- 第二 加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置（以下「地震時等管制運転装置」という。）の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。
- 二 加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあつては、この限りでない。
- 三 地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。
- イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあつては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。
- ロ かごが昇降している場合にあつては、加速度の検知後十秒（出入口のない昇降路の部分（その部分の昇降行程が、かごを十秒以内に安全に停止させることができる距離よりも長く、かつ、四十二メートル以下であるものに限る。）を昇降する場合にあつては、加速度の検知後三十秒）以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に〇・八メートル毎秒毎秒以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあつては、当該支障が起こるおそれなくなった後九十秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。
- ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。
- 四 地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1494号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 接合部は、かご及び釣合おもり（釣合おもりを設けないエレベーターにあつては、かご）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と昇降路（昇降路を設けないエレベーターにあつては、壁又は床）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとする。
- 二 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーターにあつては、接合部は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。
 - イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。
 - ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも十ミリメートル以上長いものであること。
- 三 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーター以外のエレベーターにあつては、接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

建築基準法施行令第百二十九条の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成20年12月19日国土交通省告示第1495号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の七第五号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

建築基準法施行令第百二十九条の七第五号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 かごと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットで、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該レールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 二 鈎合おもりと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットにあつては、索が回り込まないようにその端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 三 昇降路内に設ける横架材で、地震時にその回りに地震時に昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該横架材の端部を昇降路の立柱に緊結すること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件（平成20年12月22日国土交通省告示第1498号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の四第三項第四号の規定に基づき、滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。
- 二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ（滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあっては、当該溝に索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。）は、三ミリメートル以上で、かつ、索の直径（平形の索にあっては、その短幅。以下同じ。）の三分の一以上とすること。
- 三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの（以下「ロープガード」という。）を設けること。
- 四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の四分の三以下であること。
 - ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のものとの最短距離が索の直径の二十分の十七以下であること。
- 五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式エレベーターにあっては、前二号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件（平成21年7月6日国土交通省告示第703号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第一項の規定に基づき、エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の八第一項に規定するエレベーターの駆動装置及び制御器（以下「駆動装置等」という。）が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法は、次に定めるものとする。

- 一 駆動装置等は、機械室の部分（機械室以外の部分に設置することが構造上やむを得ないものにあつては昇降路等の部分。以下同じ。）又は駆動装置等を支持する台（以下「支持台」という。）にボルトで緊結すること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあつては、ボルト又はボルト及び形鋼、鋼板その他これらに類するもの（以下「形鋼等」という。）で固定すること。
- 二 支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されたものであること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあつては、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定されたものであること。
- 三 駆動装置等及び支持台を設置する機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上の支障となる変形又はひび割れその他の損傷が生じないものであること。
- 四 支持台及び形鋼等は、次のイ又はロのいずれかに適合する材料を用いたものであること。
 - イ 日本工業規格G三一〇一に規定するSS三三〇、SS四〇〇、SS四九〇若しくはSS五四〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
 - ロ 日本工業規格G五五〇一に規定するFC二五〇、FC三〇〇若しくはFC三五〇に適合する鋳鉄又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
- 五 ボルトは、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めの措置を講じたものであること。
 - ロ ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度が次の表に掲げる式に適合することが確かめられたものであること。

力の種類	式
長期に生ずる力	$(R_1/R_{a1})^2 + (S_1/S_{a1})^2 \leq 1$
短期に生ずる力	$(R_2/R_{a2})^2 + (S_2/S_{a2})^2 \leq 1$
この表において、 R_1 、 R_{a1} 、 S_1 、 S_{a1} 、 R_2 、 R_{a2} 、 S_2 及び S_{a2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 R_1 ボルトの軸断面に生ずる長期の引張りの応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン） R_{a1} 令第九十条に規定するボルトの長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン） S_1 ボルトの軸断面に生ずる長期のせん断の応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン） S_{a1} 令第九十条に規定するボルトの長期に生ずる力に対するせん断の許容応	

力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

R₂ ボルトの軸断面に生ずる短期の引張りの応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

R_{a2} 令第九十条に規定するボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

S₂ ボルトの軸断面に生ずる短期のせん断の応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

S_{a2} 令第九十条に規定するボルトの短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三第一号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を次のように定める。

- 一 昇降路は、次のイからホまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口
 - ロ 点検用の開口部
 - ハ 換気上有効な開口部
 - ニ 機械室との隔壁に設ける開口部（主索その他の索が貫通するためのものに限る。）
 - ホ 昇降路の頂部及び底部
- 二 第一号のロに掲げる開口部には、かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない構造の戸を設けること。
- 三 前号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。
- 四 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 五 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部にガラスを用いる場合にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。ただし、構造上軽微な部分に用いられるガラスにあっては、この限りでない。
 - イ ガラスは、合わせガラス（日本工業規格 R 三二〇五（合わせガラス）に規定する合わせガラスをいう。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。
 - ロ ガラスは、その種類、製造業者名及び寸法がガラス板に表示されたものであること。
- 六 昇降路の出し入れ口の戸は、人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 七 昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること。
- 八 昇降路の出し入れ口の戸は、上げ戸又は上下戸とすること。
- 九 上げ戸又は上下戸である昇降路の出し入れ口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口の戸と敷居のすき間で、二ミリメートル（当該戸の敷居に面する部分に難燃性ゴムを使用しているものにあつては四ミリメートル）以下のもの。
 - ロ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの。
 - ハ 上下戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸の突合せ部分のすき間で、二ミリメートル（戸の突合せ部分に難燃性ゴムを使用しているものにあつては四ミリメートル）以下のもの。
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路の出し入れ口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの。
- 十 昇降路の出し入れ口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、五の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件（平成20年12月9日国土交通省告示第1447号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の七第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。

- 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。
- 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的に、かつ、機械的に施錠するものであること。
- 三 施錠装置は、かごが戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ昇降路外から開錠解錠することができないものであること。
- 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。
- 五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。
- 六 施錠装置の係合部分は、七ミリメートル以上であること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

**かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件
(平成20年12月10日国土交通省告示第1455号)**

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の六第一項第一号及び第三号の規定に基づき、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の六第一項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごは、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲い、床及び天井で囲むこと。

イ かごの出入口

ロ 令第二百二十九条の六第四号に規定する開口部

ハ かごの壁又は囲い(床面からの高さが百八センチメートル以上又は三十センチメートル以下の部分に限る。)及び天井部に設ける換気上有効な開口部

二 前号のロに掲げる開口部には、かご内から開くことができない構造の戸を設けること。

三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。

四 かごの壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力がかご内から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。

イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。

イ 合わせガラス(日本工業規格R三二〇五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあっては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本工業規格R三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。)とすることができる。

ロ かごの壁又は囲い(床面からの高さが一・一メートル以下の部分に限る。)に使用するガラスにあっては、手すり(ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。)を床面から〇・八メートル以上一・一メートル以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。

六 かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。

七 かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。

八 かごの床面で五十ルクス(乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては二十五ルクス)以上の照度を確保することができる照明装置を設けること。

九 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、かごの天井の高さは二メートル以上とすること。

第二 令第二百二十九条の六第一項第三号に規定するかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 かごの出入口の戸は、空隙のないものであること。

二 かごの出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

三 引き戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、八ミリメートル以下のもの

ロ かごの出入口の戸と敷居のすき間で、八ミリメートル以下のもの

ハ かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、八ミリメートル以下のもの

- ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、八ミリメートル以下のもの
- 四 上げ戸、下げ戸又は上下戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ かがの出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、かがの出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、かがの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- 五 かがの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
- 六 かがの出入口の戸は、かがの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものであること。
- 七 自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動（人又は物が戸に挟まれ、又は挟まれるおそれがある場合において、戸の閉鎖を自動的に停止し、当該戸を開くことをいう。）ができるものであること。
- 八 自動的に閉鎖する構造の引き戸であるかごの出入口の戸は、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第一第五号の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

昇降路外の人又は物がかご又はつり合鈎合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成20年12月10日国土交通省告示第1454号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の七第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又はつり合鈎合いおもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第二百九条の七第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は鈎合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

- 一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出入口（非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。）
 - ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲
 - ハ 昇降路の頂部及び底部
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格R三二〇五に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸（床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス（日本工業規格R三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。）又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとしてすることができる。
- 四 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 五 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。
- 六 昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
- 七 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- ニ 二枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- 八 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあつては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ハ 上下戸にあつては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- ニ 二枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- 九 昇降路の非常口の戸は、開き戸又は引き戸とすること。ただし、開き戸にあつては、昇降路内に向かつて開くことができない構造とすること。
- 十 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
- 十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸である昇降路の出入口の戸は、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第三号の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成19年国土交通省告示第885号）（抄）

第一号様式（第一一号関係）

(い)	(ろ)		(は)
	図書の種類	記載事項	
(略)			
法第36条	(略)		
令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	エレベーターの仕様書	(略)	□
		エレベーターのかごの定格速度	
		保守点検の内容	
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	□
		エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	
		(略)	
	(略)		
	令第129条の10第2項に係る認定書の写し		□
	令第129条の10第4項に係る認定書の写し		□
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	(略)
エスカレーターの踏段の定格速度			
保守点検の内容			
エスカレーターの構造詳細図		(略)	□
		エスカレーターの踏段の構造	
		エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	
(略)			
(略)			
(略)			

(い)	(ろ)		(は)	
	図書の種類	記載事項		
(略)				
法第36条	(略)			
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	エレベーターの仕様書	(略)	□
			エレベーターのかごの定格速度	
			保守点検の内容	
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	□
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	
			(略)	
		(略)		
	令第129条の10第2項に係る認定書の写し		□	
	令第129条の10第4項に係る認定書の写し		□	
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	(略)	□
			エスカレーターの踏段の定格速度	
			保守点検の内容	
		エスカレーターの構造詳細図	(略)	□
エスカレーターの踏段の構造				
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造				
(略)				
(略)				
(略)				

(い)	(ろ)		(は)	
	図書の種類	記載事項		
(略)				
令第143条第2項	(略)			
		令第143条第2項において準用する令第129条の10第2項に係る認定書の写し	<input type="checkbox"/>	
		令第143条第2項において準用する令第129条の10第4項に係る認定書の写し	<input type="checkbox"/>	
	(略)			
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の10まで	(略)		
		エレベーターの仕様書	(略)	<input type="checkbox"/>
			エレベーターのかごの定格速度	
			保守点検の内容	
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	<input type="checkbox"/>
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	
(略)				
(略)				
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	(略)			
	エスカレーターの仕様書	(略)	<input type="checkbox"/>	
		エスカレーターの踏段の定格速度		
		保守点検の内容		
	エスカレーターの構造詳細図	(略)	<input type="checkbox"/>	
		エスカレーターの踏段の構造		
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造				
(略)				
(略)				

(い)	(ろ)		(は)		
	図書の種類	記載事項	目視検査	動作確認	
(略)					
法第36条	(略)				
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	(略)		□	□
		エレベーターの仕様書	(略)		
			エレベーターのかごの定格速度		
			保守点検の内容		
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造		
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造		
			(略)		
		(略)			
	令第129条の10第2項に係る認定書の写し				
	令第129条の10第4項に係る認定書の写し				
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	(略)	□	□
			エスカレーターの踏段の定格速度		
			保守点検の内容		
		エスカレーターの構造詳細図	(略)		
エスカレーターの踏段の構造					
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造					
(略)					
(略)					
(略)					

(い)	(ろ)		(は)		
	図書の種類	記載事項	目視検査	動作確認	
(略)					
法第36条	(略)				
	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の11	(略)		□	□
		エレベーターの仕様書	(略)		
			エレベーターのかごの定格速度		
			保守点検の内容		
		エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造		
			エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造		
			(略)		
		(略)			
	令第129条の10第2項に係る認定書の写し				
	令第129条の10第4項に係る認定書の写し				
	令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーターの仕様書	(略)	□	□
			エスカレーターの踏段の定格速度		
			保守点検の内容		
		エスカレーターの構造詳細図	(略)		
エスカレーターの踏段の構造					
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造					
(略)					
(略)					
(略)					

(い)	(ろ)		(は)	
	図書の種類	記載事項	目視検査	動作確認
(略)				
令第143条第2項	(略)		□	
	令第143条第2項において準用する令第129条10第2項に係る認定書の写し			
	令第143条第2項において準用する令第129条10第4項に係る認定書の写し			
	(略)			
令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに令第129条の4から令第129条の10まで	(略)		□	
	エレベーターの仕様書	(略)		
		エレベーターのかごの定格速度		
		保守点検の内容		
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造		
		エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造		
		(略)		
(略)				
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに令第129条の12	エスカレーター仕様書	(略)	□	
		エスカレーターの踏段の定格速度		
		保守点検の内容		
	エスカレーター構造詳細図	(略)		
		エスカレーター踏段の構造		
		エスカレーター主要な支持部分の位置及び構造		
	(略)			
(略)				
(略)				

附 則（平成二十年十二月十五日 国土交通省告示第千四百六十一号）
 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

※下線部は今回改正部分

エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成12年5月31日建設省告示第1429号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第二項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。

- 第一 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 かごを主索で吊るエレベーターにあつては、かごに積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第千四百十五号第二に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍）の荷重が加わつた場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。
- 二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。
- 三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。
- イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。
- ロ 建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。
- 四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。
- イ 昇降行程が十メートル以下であるエレベーター
- 第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 かごの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。
- 二 圧力配管には、有効な圧力計を設けること。
- 三 第一第二号から第四号までに定める構造とすること。
- 附 則（平成十二年五月三十一日 建設省告示第千四百二十九号）
この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 附 則（平成二十年十二月十五日 国土交通省告示第千四百六十九号）
この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

※下線部は今回改正部分

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の三第二項第一号の規定に基づき、平成二十二年建設省告示第千四百十三号の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 金子 一義

- 第一を次のように改める。
- 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造の方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターは第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。
- 一 エレベーター令第二百九条の六第二号、第三号及び第五号、第九号並びに第九号の九並びに第九号の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とする。ただし、第二号に適合するものにあつては令第二百九条の七第一号及び第九号の九の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第二百九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第二百九条の十第三項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。
- イ かごは、平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一に定める構造方法を用いるものとする。この場合において、同告示第一号中「令第二百九条の六第四号に規定する開口部」とあるのは「非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができるかごの壁又は囲いに設ける開口部」と、第二号中「かご内」とあるのは「かぎを用いなければかご内」と読み替えるものとする。
- ロ 次のいずれかに適合するものとする。
- (1) 常用の電源が絶たれた場合においても、制御器を操作することによってかごを昇降させることができるものであること。
- (2) 手動でかごを昇降させることができるものであること。
- 二 昇降路の壁又は囲いの一部を有しないエレベーター令第二百九条の六、第二百九条の七第二号から第五号まで、第二百九条の八第二項第二号、第二百九条の九並びに第九号の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とする。ただし、第一号に適合するものにあつては令第二百九条の六第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第二百九条の九の規定、第四号に適合するものにあつては令第二百九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第二百九条の十第三項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。
- 号の規定は、それぞれ適用しない。
- イ 昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造が次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 吹抜きに面した部分又は建築物の外に面する部分であること。
- (2) 建築物の床（その上部が吹抜きとなっている部分の床（以下「吹抜き部分の床」という。）を除く。）から水平距離で一・五メートル以上離れた部分であること。
- (3) 吹抜き部分の床若しくは昇降路に面する地面（人が立ち入らない構造となっているからぼりの底部の地面を除く。以下この号において同じ。）と昇降路が接している部分又は昇降路とこれに面する吹抜き部分の床先若しくは地面との水平距離が一・五メートル以下の部分にあつては、次のエ又はエのいずれかに適合しているものであること。
- (i) 昇降路の周囲に柵、水面等を設け昇降路から水平距離で一・五メートル以下の部分に人が立ち入らない構造とし、かつ、昇降路に吹抜き部分の床又は地面から一・八メートル以上の高さの壁又は囲いを設けていること。
- (ii) 昇降路に吹抜き部分の床又は地面から二・四メートル以上の高さの壁を設けていること。
- ロ 昇降路は、平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号第二号から第十一号までに定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。
- 三 機械室を有しないエレベーター令第二百九条の六、第二百九条の七第二号から第五号まで、第二百九条の八第二項第二号並びに第九号の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第二百九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第二百九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第二百九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものは、平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号に定める基準は、それぞれ適用しない。
- イ 昇降路は、平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号に定める基準は、それぞれ適用しない。
- ロ 駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）を設ける場所には、換気有効な開口部、換気設備又は空気調和設備を設けること。ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏七度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合において、この限りでない。
- ハ 駆動装置等は、その設置する部分を除き、かご、釣合おもりその他の昇降する部分が触れる

二十九条の七第一号（屋上部分の昇降路に係るものを除く。）、第二号、第四号及び第五号、第二百二十九条の九、第二百二十九条の十第三項第一号、第三号及び第四号並びに同条第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

(1) かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に容易に触れることができない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。

(2) 平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第六号から第九号までに定める構造方法を用いるものであって、同告示第二第二号及び第五号から第八号までに定める基準に適合するものとする。

ロ 屋上部分の昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 屋上部分の昇降路は、周囲を柵で囲まれたものとする。

(2) 屋上と他の出入口及びかご内とを連絡することができる装置を設けること。

(3) かごが屋上に突出して昇降する場合において、警報を発する装置を設けること。

ハ 昇降路の出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）には、平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号に定める基準に適合する施錠装置を設けること。この場合において、同告示第一号中「出入口の戸」とあるのは「出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

ニ 制御器は、平成十二年建設省告示第千四百二十九号第一第二号から第四号までに定める基準に適合するものとする。この場合において、同告示第一第二号中「戸」とあるのは「戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と、同第三号中「建築基準法施行令第百二十九条の七第三号」とあるのは「平成十二年国土交通省告示第千四百十三号第八号ハ」と読み替えるものとする。

ホ 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けること。

ヘ 屋上と最上階との間を昇降するものとする。

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。ただし、昇降行程が一メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない一人乗りのエレベーター 出

入口の部分を除き、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から七センチメートル（出入口の幅が八十センチメートル以下の場合にあつては、六センチメートル）以上の立ち上がりを受け、かつ、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(ii) (i) 以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がりを受け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成十二年建設省告示第千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車いすの重さを百十キログラムとして計算した定員をいう。）並びに一人乗りのエレベーターにあつては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 高さ一・八メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあつては、この限りでない。

(2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下とすること。

(3) 釣合おもりを設ける場合にあつては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。

(4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 制御器は、昇降行程が一・〇メートルを超えるものにあつては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

ニ 次に掲げる安全装置を設けること。

(1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあつては、次に掲げる装置

(i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置

(ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置

(iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置

- (2) かごが着脱式のものにあつては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置
- (3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあつては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置
- 十 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの 令第二百二十九条の六第五号及び第二百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。
- イ 昇降はボタン等の操作によつて行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造とすること。
- ロ 人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けること。
- ハ 転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足を載せる台を有するいすに設けること。

附 則

- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。
- 2 平成十二年建設省告示第千四百十五号の一部を次のように改正する。
第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号イを削り、同号ロ中「(イに掲げるものを除く。)」を削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。
第六号中「第八号」を「第十号」に改める。
- 3 平成十二年建設省告示第千四百二十三号の一部を次のように改正する。
第六中「第七号」を「第九号」に改める。
第七中「第八号」を「第十号」に改める。

○国土交通省告示 五百四十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第二項において準用する同令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

平成二十一年五月十四日

国土交通大臣 金子 一義

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件
滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 踏段をくさりその他これに類するもので吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。
 - イ 接合部は、ローラーとトラス又ははりに設ける踏段レールが接合し、かつ、ローラーが可動するものであること。
 - ロ 地震その他の震動によりローラーが踏段レールから脱落するおそれのない構造であること。
- 二 踏段をベルトでつくり、当該ベルトを吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。
 - イ 接合部は、ベルトをローラーで支持し、かつ、ベルトが可動するものであること。
 - ロ 地震その他の震動によりベルトがローラーから脱落するおそれのないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第六百二十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第二項において準用する同令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

平成二十一年六月八日

国土交通大臣 金子 一義

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

一 接合部は、次に掲げるもののいずれかとする。

イ 客席部分及び釣合おもり（釣合おもりを設けない遊戯施設にあっては、客席部分）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と、主要な支持部分（建築基準法施行令第四百四十四条第一項第一号に規定する主要な支持部分をいう。以下この号において同じ。）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するもの

ロ ガイドロープがガイドシュー等貫通し、かつ、ガイドシュー等が鉛直方向に可動するもの

ハ 客席部分と主要な支持部分又は主要な支持部分を相互に地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置を講じたピンにより接合し、かつ、客席部分又は主要な支持部分が可動するもの

二 前号イに掲げる接合部は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。

イ ガイドシュー等とガイドレールが^{かん}嵌合するものであること。

ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも十ミリメートル以上長いものであること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第二項において準用する同令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に基づき、滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

平成二十一年六月八日

国土交通大臣 金子 一義

滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件

滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。
- 二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ（滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあつては、当該溝に索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。）は、三ミリメートル以上で、かつ、索の直径の三分の一以上とすること。
- 三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの（以下「ロープガード」という。）を設けること。
- 四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の四分の三以下であること。
 - ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のものとの最短距離が索の直径の二十分の十七以下であること。
- 五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式の駆動装置による遊戯施設にあつては、前二号の規定は適用しない。
- 六 主要な支持部分（建築基準法施行令第四百四十四条第一項第一号に規定する主要な支持部分をいう。）に走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に索が滑車から外れるおそれのないよう、客席部分の走行速度、円周速度及び傾斜角度を保つことができるものとする。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。